

# 医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>



## ～個人開業医にかかる

## 概算経費の特例計算～



クリニックや病院は、その「公共性」の観点から、**医療機関独自の税負担軽減の特例措置**や、**課税の計算方法**が設けられています。そうした特例措置のうち、医業経営にとっての要諦ともいえるものとして、「**概算経费率特例制度**」があります。

### ～概算経費を用いて所得を計算できる～

この特例制度は、**社会保険診療報酬が5,000万円以下**である場合は、その社会保険診療報酬に係る経費について、**実際に要した実額の経費**ではなく、以下の社会保険診療報酬の区分に応じて定められた、いわゆる「**概算経費**」を用いて計上するというものです。

社会保険診療報酬(A)	概算経費の額
2,500万円以下	(A) × 72%
2,500万円超 3,000万円以下	(A) × 70% + 50万
3,000万円超 4,000万円以下	(A) × 62% + 290万
4,000万円超 5,000万円以下	(A) × 57% + 490万円

年間社会保険診療報酬が3,500万円であったとします。この場合、上の表に従い計算すると、社会保険診療報酬が3,000万円超4,000万円以下に該当するので、概算経費の額は「**3,500万円 × 62% + 290万 = 2,460万円**」となります。この「**概算経費の額**」が「**実際の経費の額**」を上回る場合は、その上回った金額が「**支出を伴わない経費**」として、所得税を計算するうえで**非常に有利**となります。

### ～平成26年申告分以降の適用について～



平成25年税制改正において**医業に係る収入が7,000万円を超える場合には概算経費の特例は適用されないこと**となりました。5,000万円の判定だけでなく、**保険収入に自由診療等を足した金額が7,000万円を超えるか否かの判定が必要**となりました。平成26年分の申告より**適用**となりますので、注意が必要です。